

令和2年第3回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和2年9月 1日

本日の会議 令和2年9月15日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
参事 森本陽子君	主査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君	副町長 鈴木典秀君
総務部長 中嶋敏純君	企画財政部長 森川寛子君
建設産業部長 日名子達也君	住民福祉部長 栗山浩二君
健康保険部長 志田純子君	水道局長 辻田正行君
会計管理者 田中一之君	総務課長 荒木秀一君
秘書広報課長 中村元則君	契約管財課長 和田弘君
土木管理課長 山崎昇君	教育長 勝本真二君
教育次長 山本昭彦君	教育委員会理事 金崎良一君
教育総務課長 宮司裕子君	

会議録署名議員

15番 西岡克之議員      1番 八木亮三議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会      9時30分

散会      12時06分

令和2年第3回長与町議会定例会  
議事日程（第4号）

令和2年9月15日（火）  
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	59	長与町税条例の一部を改正する条例	※総文
2	60	長与町都市計画税条例の一部を改正する条例	※総文
3	61	長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例	※産厚
4	62	令和2年度長与町一般会計補正予算（第4号）	※総文
5	63	令和2年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	※総文
6	64	令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	※産厚
7	65	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※産厚
8	66	令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）	※産厚
9	67	令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	※産厚
10	68	令和2年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）	※産厚
11	69	令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	※産厚
12	70	令和元年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	※総文
13	71	令和元年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※総文
14	72	令和元年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
15	73	令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
16	74	令和元年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
17	75	令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
18	76	令和元年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産厚
19	77	令和元年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産厚
20	80	財産の取得について	—

日程	議案番号	件名	備考
2 1	8 1	町道ニュータウン中央線舗装補修工事請負契約の締結について	—
2 2	発委 2	長与町議会会議規則の一部を改正する規則	—
2 3	発委 3	長与町基本構想に関する調査特別委員会設置についての決議	—
2 4	発委 4	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	—
2 5	—	議員派遣の件	—
2 6	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	—

※付託された委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。委員会審査、大変お疲れさまでございました。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第59号長与町税条例の一部を改正する条例から日程第2、議案第60号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例までの2件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

改めまして、おはようございます。それでは総務文教常任委員会に付託をされました議案等の審査結果について報告いたします。審査期間は令和2年9月4日から11日にかけて、委員全員出席の下、関係職員、また管理職を招き審査を行いました。まず議案第59号長与町税条例の一部を改正する条例、議案第60号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例は、同趣旨の提案理由のため一括して審査を行いました。提案理由の内容ですが、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、新型コロナウイルス感染症等に係る税額控除の特例及び徴収猶予の特例に関する手続きを新たに定めることが主なものという説明を受け審査に入りました。主な質疑では、条文の25条の政令で定めるものとは何かに対し、文化庁、スポーツ庁から指定を受けたものであるという答弁。質疑、主催者側の申請が必要なのかに対し、主催者が各省庁に申請、認定されて公表されたものに対して寄附金控除が受けられるという答弁。質疑、固定資産税等の減免措置の財源は国の補填があるのかに対し、地方債や地方交付税などで補填されると聞いている。以上のような質疑が行われ、議案第59号、60号とも全会一致で可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第59号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第60号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第59号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第59号長与町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第60号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第61号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

#### ○5番(中村美穂議員)

皆さんおはようございます。令和2年第3回定例会本会議におきまして、産業厚生常任委員会に付託された議案等について報告いたします。審査日は令和2年9月4日から9日、委員全員出席の下、説明員として関係所管課管理職、その他関係職員を招き審議いたしました。議案第61号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、提案理由の概要として、本議案はいわゆるデジタル手続法と呼ばれている法律の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年5月25日をもって紙製の通知カードの再交付手続きが廃止されたことにより、通知カード再交付手数料1件500円を削除するもの。附則では公布の日から施行する。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、通知カードを失くした方が個人番号だけ知りたいときの対応はどうなるのかに対し、個人番号を記載した住民票を発行することで確認できるという答弁がありました。マイナンバーカードの交付率はどうなっているのかに対し、令和2年8月30日現在で20.8%であるという答弁でした。通知カードの再交付実績はどれくらいかに対し、令和元年度の実績で145件再交付している。住民に対してどのように広告するのかに対し、ホームページ等で周知を図っているという答弁がありました。主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

#### ○議長(山口憲一郎議員)

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第61号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第62号令和2年度長与町一般会計補正予算(第4号)。日程第5、議案第63号令和2年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)の2件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

### ○12番(河野龍二議員)

それでは議案第62号、議案第63号についての委員会審査の結果を報告いたします。まず議案第62号令和2年度長与町一般会計補正予算(第4号)ですが、提案理由の主な内容は、歳入歳出それぞれ4億905万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ190億4,556万7,000円とすること。また、地方債の補正の変更、起債の追加。主な内容は、新型コロナウイルス感染防止対策及び乳児のための臨時特別交付金、災害復旧工事費などの説明を受け、審査を行いました。

主な質疑では、総務部所管では、質疑、防災倉庫の活用はに対し、各避難所で備蓄品の収納に活用する。質疑、945万3,000円の購入契約はどうなっているかに対し、パーティション等消耗品は業者に発注する。防災倉庫は入札を行う。質疑、700万円を超える購入は議会の議決が必要と思うがどうかに対し、一番高い倉庫で150万円と考えている。質疑、マット毛布などの管理はに対し、防災倉庫で管理する。質疑、体育館などに優先的に備蓄してはどうかに対し、各施設から体育館などに配布を考えている。

企画財政部所管では、質疑、クラウドソーシングセミナーの開催時期はいつかに対し、具体的な内容と周知の期間をとり11月か12月の開催を検討している。質疑、基金への繰り戻しは今後の支出の際に補正予算を組む必要がある。コロナ禍の下、どのような支出があるか分からないので予備費への計上はできなかったのかに対し、緊急の支出の場合は補正予算か、または専決処分に対応していく。予備費への計上は考えていない。質疑、基金に繰り戻すのではなく交付金をほかの事業に使えなかったのかに対し、各所管に必要な事業を求め、基金に繰り戻しても対処できるとの判断と、これまでに多額の基金を繰り出してきたので基金を一旦戻そうと判断した。質疑、今後の財政支出が必要なときは基金を取り崩すのかに対し、当面は予備費と令和元年度の繰越金を活用する。

住民福祉部所管では、資源物回収の今後の契約は運搬のみの契約となるのかに対し、資源の単価がつかず前期の収集も運搬のみの契約となっていた。質疑、乳児のための臨時特別給付金の申請方法はに対し、4月28日以降に生まれた世帯は申請書を送付し、

郵送か窓口で申請を受け付ける。これから生まれる世帯は出生届の提出時に申請書も提出できるようにする。

建設産業部の所管では、プレミアム付き商品券の販売状況はに対し、51.18%の販売実績となっている。残りの販売方法はに対し、商工会とも協議し検討する。質疑、皆前地区がけ崩れ対策工事の着工時期はに対し、認定されるのが10月から11月、着工は繰り越して次年度になると思う。

教育委員会所管では、質疑、学校再開に伴う感染症対策学習保障等に係る支援授業とはどのような事業かに対し、感染防止対策としてオンライン授業や家庭学習の教材などを支援する。質疑、電子図書の利用方法はに対し、図書館への登録をすることでタブレットやスマートフォンで図書が読めるようになる。

健康保険部所管では、質疑、介護事業所への消毒液配布はなぜかに対し、マスクは対応できるが消毒液が不足しているとの報告があり配布することになった。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第63号令和2年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）については、提案理由の主な内容は、歳入歳出それぞれ143万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ876万7,000円とすること。説明書では143万1,000円を一般会計に繰り出すことと説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきと決しました。以上、報告いたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第62号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第63号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第62号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

八木議員。

#### ○1番（八木亮三議員）

議案第62号令和2年度長与町一般会計補正予算（第4号）に対しまして、賛成の立場から討論いたします。今回の補正予算は主に新型コロナウイルス感染症の予防のためと感染拡大の影響を受ける可能性のある育児家庭の支援及び7月豪雨被災地域の復旧など、町民の安心安全のために緊急かつ必要性の高い事業のものであると認められます。これらは財源も全額または大部分が国及び県からの補助金、負担金によるもので、一部は6月に財政調整基金を取り崩す形で至急で実施したコロナ対策事業の分の財源組替にも用いられ、財政に一定の安定が戻ると思われれます。その他の事業も委員会審査の結果、不要と

思われるものはなく、特に防災対策費にあります主要避難所への防災倉庫整備及び毛布等の備蓄については、先日の台風10号で900人を超える方が避難所を利用したことや年々10月の台風発生が増加傾向にあることを考えますと予算承認後の迅速な執行を期待いたします。以上をもって賛成といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

金子議員。

○9番（金子恵議員）

第62号一般会計補正予算（第4号）に対し賛成の立場で討論いたします。まず歳入ですが、4億905万9,000円を追加しています。その多くが新型コロナ感染症拡大を防止しながら住民の生活を守るという視点で編成されたものであり、また7月の豪雨災害対策に掛かるものなど十分評価できるものと考えます。財源として国からの臨時交付金が充てられるなど、国への依存度が極めて高くなっています。本町の財政状況は余裕がある状況ではないことは言うまでもありません。しかし、今後、感染拡大の第3波襲来に備えて財源対策をしっかりと確立する必要があり、基金の取り崩しで対応するだけではなく、大胆な減額補正による財源捻出に取り組んでいただくことを強く要望いたします。次に歳出ですが、9款1項4目防災対策費ですが、各避難所に防災マット、毛布を購入するとの説明がありました。今回の補正予算の審査が終了した後に台風10号が長崎県を直撃し、私も初めての避難所で一夜を過ごすという体験をいたしました。その後、町指定の避難所に行かれた方の感想として、床が硬くて寝ることはできなかったという話を聞きました。今回購入する防災マット等により少しでも解消できればと感じたところであり、早急に執行してもらうことで次の災害に備えていただきたいと思えます。また、冷房が入らない避難所では夜遅くまで、団扇であおぐ姿も見受けられました。昨今、異常気象に関するニュースが多く報道されます。今後も避難所を開設する機会が多くなることも予想されます。せめて町指定の11の避難所にエアコン設置の検討が必要ではないかと感じたところです。また、今後を見越し学校の一般教室の全面活用など、過ごしやすい避難所の充足率の向上に取り組んでいただきたいと要望します。7月の豪雨は町内各所で甚大な被害が発生しました。今後も先程申しました台風10号のような台風の襲来により倒木、がけ崩れなど様々な災害が予想されることは明白です。大がかりな整備は難しいとしても民地であっても危険とされる地区に対しては、その処理を行政主導で対処することの必要性を改めて申し上げたいと思えます。

次に本町においても乳児のための臨時特別給付金が計上されました。新型コロナウイルス禍の中、お腹の赤ちゃんも大切な住民と考え、4月28日以降に生まれる赤ちゃんへも1人10万円の特別給付金をとの要望書が全国の様々な団体から出されました。子どもは作るものではなく授かるものであり、1つの人格を持つかけがえのないまさにワ



ン&オンリーです。小さな命を守り妊婦を支え、そして多くの不安を抱く母親を支え未来に確実に繋げ、次世代を創るために大いに評価できるものと思います。

最後に非常事態に備えて積んできた財政調整基金は、非常事態である今こそ使われるべきという考えの下、コロナ禍への財政支出は地方創生臨時交付金額の範囲内に限定せず、必要に応じて交付金に加え財政調整基金の活用、冒頭申し上げました大胆な減額補正による財源捻出によりコロナ禍に対する各施策の展開を今後も期待したいと思います。いずれにしましても、限られた財源の中で効率よく事業を実施していくためにも、長与町としてきちんと方針を持って、戦略的に対策を講じていただきたいということを指摘し賛成討論といたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第62号令和2年度長与町一般会計補正予算（第4号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第63号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第63号令和2年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第64号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第11、議案第69号令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

#### ○5番（中村美穂議員）

議案第64号から議案第69号まで報告いたします。議案第64号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由の概要といたしましては、今回の補正は、令和元年度決算に伴う繰越額の確定により、歳入歳出それぞれ9,889万4,000円を追加、補正後の総額を40億6,747万5,000円とするもの。以上の

説明がありました。主な質疑といたしまして、償還金が99万円減額されているが内容はという問いに、予算ベースで200万円予定していたが、返還金が少なかったため減額した。主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由の概要といたしまして、今回の補正は、令和元年度決算に伴う繰越額の確定により、歳入歳出それぞれ105万9,000円を追加し、補正後の総額を5億3,847万3,000円とするもの。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、広域連合納付金は今後も出てくるのかに対し、前年度分の収納が5月末まで受け入れができるため、毎年、現年度でその分を納付している。今年度は今回限りであるという答弁でした。前年度繰越金について国保では予備費に充当し、後期では一般会計に繰り出すのはなぜかという問いに対し、後期高齢者医療は広域連合で運営をしているため、町としては経理を明らかにするだけでよく、国保のように制度上、町が保険者として運営する立場にないため、繰越金の取り扱いが異なる。主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第66号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由の概要といたしましては、今回の補正は前年度給付費及び決算に伴う繰越額の確定により、保険事業勘定では歳入歳出それぞれ1億7,886万円を追加し、補正後の総額を34億9,777万1,000円とし、介護サービス事業勘定では歳入歳出それぞれ79万8,000円を追加し、補正後の総額を2,831万4,000円とするもの。以上のような説明がありました。特に質疑はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第67号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の概要といたしましては、今回の補正は、前年度決算に伴う繰越額の確定により、歳入歳出それぞれ1億4,167万1,000円を追加し、補正後の総額を14億2,834万6,000円とするもの。繰越金は長崎県への委託料のほか、区域外における用地測量費750万円、同購入費700万円及び補償費550万円を計上。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、用地購入費700万円の場所、面積、目的は何かに対し、一括施工を進めている水源地横のコンビニエンスストア付近から高田中学校へ上る谷を埋めるための擁壁となる土地の鑑定及び用地購入で面積は2,000平米である。補償費の内容はに対し、みかん畑と倉庫があるので、収穫樹の補償1件と倉庫1件である。主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第68号令和2年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由の概要といたしまして、今回の補正は、現行の長与町浄水場運転管理業務委託契約が今年度末終了することに伴い、令和3年4月1日から万全の体制で業務を行えるよう本年度中の契約締結のため債務負担を行うもの。より長期的な視野で業務が遂行できる

よう現行3年間の債務負担行為の期間を5年間に変更し、限度額を11億500万円とするもの。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、債務負担行為の期間を3年から5年に変更するメリットは何かに対し、受注者サイドから見ると業務執行の保障をされることや薬品調達や電気料金、50万円以下の修繕費を盛り込むことで、受注者の創意工夫による経費節減が期待できること。町サイドから見ると、事務の簡素化に繋がることが想定される。今後、水道使用量も減る方向だと思うが、それを加味しての設計、限度額なのかに対し、給水人口は減少もしくは横ばい程度の試算はしているが、運転管理業務委託に関しては、直接影響するものではないという答弁でした。主な質疑は以上のおりで、全会一致で原案のおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第69号令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由の概要といたしまして、今回の補正は、現行の長与町下水道施設維持管理業務委託契約が今年度末終了することに伴い、令和3年4月1日から万全の体制で業務を行えるよう、本年度中の契約締結のため債務負担を行うもの。より長期的な視野で業務が遂行できるよう、現行3年間の債務負担行為の期間を5年間に変更し、限度額を12億2,500万円とするもの。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、契約期間を3年から5年に変更するメリットは何かに対し、より効率的な施設の運営を行うために長期的な視野で業務が行えること。業者のスキルアップ、企業努力や技術力がさらに反映され、委託料全体としても安価になるという答弁でした。今後5年間の検証も必要だと思うがどうかに対し、検証は必要なので業者からの改善策なども参考に調査研究していくという答弁でした。主な質疑は以上のおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第64号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第65号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第66号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第67号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第68号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第69号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第64号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第64号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第65号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第65号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第66号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第67号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第67号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第68号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第68号令和2年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第69号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第69号令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第70号令和元年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、議案第71号令和元年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

#### ○12番（河野龍二議員）

それでは議案第70号、議案第71号についての総務文教委員会の審査結果の報告を行います。初めに議案第70号令和元年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件は、主な提案理由と内容については、歳入合計を135億8,543万5,628円、歳出合計を127億3,762万9,911円、差引残額を8億4,780万5,717円、うち繰越明許費繰越額を1億4,423万3,000円、基金繰入額4億円、繰越額3億357万2,717円、以上のような内容のほか、経常収支比率の状況並びに健全化判断比率などの説明を受け、また所管ごとに事項別明細書において詳しく説明を受け審査を行いました。

主な質疑では、総務部所管としては、質疑、防犯灯の設置の不用額が多いがなぜかに対し、LED灯への設置最終年度で予定よりも数が少なかった。質疑、大学連携との連携予算が計上されていたが決算では計上されていない、なぜかに対し、コロナ禍の下で活動の自粛で実施できなかった。質疑、長崎県自治体情報セキュリティクラウド運用負担金の算出根拠はに対し、21市町村の人口割で負担が決まる。質疑、パソコン購入で

は2か月にわたっているが一括購入できなかつたのかに対し、納期が違つたために2か月に分けた。

企画財政部所管では、利子割交付金の大幅減収はなぜかに対し、はっきりとした原因は不明だが、財源になる原資総額の減少と個人資産の運用の変化も要因と考えられる。質疑、環境性能割交付金は今年度限りかに対し、自動車取得税の廃止により新たに制度化されたもの、今後も続く制度。次に、第10次総合計画の委託先はどこかに対し、公益財団法人ながさき地域政策研究所に委託している。質疑、地方創生推進交付金の増額要因はに対し、新規事業が認められたのが要因。質疑、町内移住者の実績はに対し、令和元年度で11世帯27人が移住された。質疑、町税の調定額の増は固定資産などが増えたのが要因とのことだが、どれくらい増えたのかに対し、マンションが1棟と共同住宅が増えている。質疑、税等の差押え件数と差押え総額は幾らかに対し、差押え件数は445件、総額は6,271万1,119円。

住民福祉部所管では、資源回収の今後の考え方はに対し、様々な対応が必要で拠点回収を止めステーションに戻すことも1つの方向性ではあるが、現在検討中である。質疑、ステーションに戻すとの考えだと聞いていたがなぜかに対し、確かに来年度か再来年度には回収方法の変更を答弁したが、クリーンセンターなどの体制の変更など課題が多数あり協議を行っている。紙類は先行して行いたいと考えている。質疑、避難行動要支援者の進捗状況はに対し、50地区のうち47地区に対象がいて18地区が終了している。質疑、プレミアム付商品券事業の申請率が26.4%と低いと思うがなぜかに対し、県平均が40.4%で、要因は町内の利用の課題や手続きの煩雑さなどと思われる。質疑、高田保育所のICT化導入の考えはに対し、検討は行っている。質疑、副食費徴収は雑入の計上になるのかに対し、入退所で定額徴収できないので雑入の計上となっている。

健康保険部所管では、健康ポイント事業の参加者報償費が少ないように思うがに対し、前年度比で約95万円の増、歩数により報償があるが上限の5,000円にならない人がいた。質疑、風疹抗体検査の受診状況はに対し、683人が受診、受診率は35.8%。質疑、介護保険料軽減対象者の数はに対し、第1段階から3段階で2,729人。

建設産業部所管では、質疑、都市計画道路西高田線の委託料の繰越明許の理由はに対し、高田踏切工事をJRと契約予定だったが協議が伸び繰り越しとなった。質疑、都市計画道路西高田線の9件の移転は終了しているのかに対し、7件は終了し2件が残っている。質疑、道の尾中央公園の工事が前払い金のみとなっている、出来高払いにすべきではないのかに対し、出来高払いを考えていたが業者とのやりとりの中で至らなかつた。質疑、町道維持補修の不用額が多額だが、維持補修箇所を増やせなかつたのかに対し、予算額が町単独道路維持補修と国費を伴う維持補修の2本立てで、不用額の多くは国費を伴う維持補修の事業で、舗装工事に活用できず不用額となった。質疑、定林橋の進捗状況はに対し、7月に詳細設計、10月に発注の予定だったが、長雨の影響で協議が遅れている。協議が終わり次第発注をかける。質疑、青年就農給付金の対象者は町内の人

かに対し、岡郷在住で、5年間受給できる制度で現在4年目となっている。質疑、工場等設置奨励金では不動産は対象ではない。イオンタウンの奨励金は該当しないのではないかに対し、条例では、対象となる事業者が購入した土地及び設備投資した建物、償却資産を対象としている。

教育委員会所管では、質疑、学校給食共同調理場の施設清掃委託料は当初予算に計上されていないが内容はに対し、空調機を設置したのでフィルターの掃除と油で床と排水口が汚れたので洗浄を行った。質疑、空調機設置には電気代が掛かるとの説明であったが、前年度より下がってる状況にあるがなぜかに対し、地域電力への変更で料金が6割ほど下がった。また空調機の稼働日数が少なかったのが要因。質疑、当初スポーツくじの収入を計上していたが、支出のどこに当たるのかに対し、運動公園改修を予定していたが、採用されず補正で減額した。

農業委員会所管では、農業委員会の研修先はどこかに対し、佐賀の果樹試験場、熊本JA、福岡の基盤整備事業を研修した。議会事務局議事課の所管では、質疑、報償費が全額不用額となっているがなぜかに対し、研修の講師の報償費になるが無料の講師を招聘したため不用額となった。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第71号令和元年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由と主な内容は、歳入総額915万5,294円。歳出総額772万2,642円。差引残額143万2,652円。そのほか説明書に基づいて詳細な説明を受けました。主な質疑は、嬉里駐車場が前年度より約700台減少しているが要因は何かに対し、周辺に駐車場が整備されてるのも要因の1つと考えられる。質疑、吉無田駐車場の月極が5台増えているが収入が少ないようだがなぜかに対し、吉無田駐車場は人気が高くすぐに入るが、次の人が入るまでの収入のタイムラグが原因と考えられる。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきと決しました。以上、報告いたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第70号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第71号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第70号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

#### ○12番（河野龍二議員）

先程、委員会報告では全会一致と報告いたしましたが、私は委員長のため委員会での採決に加われないため、この場で私の判断をさせていただきたいと思います。私は、議

案第70号令和元年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について反対の立場で討論いたします。令和元年度は、各小学校の空調機の設置、さらには子どもの医療費助成制度の拡充、また年度後半には新型コロナウイルス対策など、町民生活を重視した予算執行が行われたことには大変評価したいと思います。しかしながら、各学校の空調機の設置や子ども医療費の拡充は私自身何度も議会で取り上げ要求しましたが、多少時間が掛かったのではないかと思います。しかし事業が行われたことは喜ぶべきものだと思います。私が要望する中で当然町の財政だけでは様々な困難が伴うことは理解できますし、その環境が整うことは必要だというふうに思います。私は常々町民の方々と税金の使い道について話をします。日本国民は日本国憲法に基づき納税の義務を負わなければなりません。それは政治が国民に対して安心して生活できる環境を整えるための財源として国民が政治に託すのです。託された政治家はその財源を有効かつ無駄なく執行しなければなりません。ところが多くの無駄や必要と思われない事業、不要不急の事業に多額の税金が使われているのが今日の状況ではないかと考えます。長与町でも高田南土地区画整理事業は、膨大な費用が掛かることから早くから注意喚起をしてきました。しかしながら、今現在、債務負担行為、将来の負担まで決めてしまっています。立て続けに起こる災害や未だ先が見えないコロナ禍の下、本当に国からの財源支援が行われるのか不安はぬぐえません。仮にこの事業がなかったとすればもっと町民生活を豊かにする事業が取り組まれていたのではないかと思います。また、都市計画道路西高田線も高田踏切付近や狭隘な場所だけ拡幅すれば十分ではなかったか、団地を通す道路が本当に必要だったのか疑問が残ります。さらには工場等設置条例もこれだけの財源が町民生活に使えたらと思うと誠に残念でなりません。まさに税金をどう使うかが政治には問われます。今回の決算をそのような観点で検証するなら、数々の評価点はあっても全てが良かったかと問われれば賛成できるというふうには言えません。以上の理由から反対討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありますか。

八木委員。

○1番（八木亮三議員）

私は議案第70号令和元年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から討論いたします。令和元年度一般会計歳入歳出決算ですが、歳出が約127億3,700万円と過去最大で、経常収支比率は95.1%と前年より悪化しており、この点においては今後の財政状況を楽観視はできませんが、国の政策による幼保無償化などの新たな事業による支出によるところも大きく、それらについては特例交付金などの措置もあり、歳出だけでなく歳入も過去最大の約135億8,500万円となっており、実質収支が7億円となることは一定の効率的財政運営は保たれていると考えます。内容については、委員会審査において町税や町営住宅賃料の滞納を着実に解消していこうという徴収方針や公共施設、児童福祉施設への新型コロナ関連の補助金や備品の支援、学校



教育及び校務のICT化や校舎へのエアコン整備、健康ポイント事業の推進、災害被災箇所の確実な復旧など、子どもから高齢者まで町民の暮らしの安心安全や健康を考える姿勢が概ね反映された決算であると判断いたします。しかしながら、改めて平成30年に改定されました長寿祝金の歳出では、100歳の方への祝い金を2万円減額した結果、3名分6万円の歳出削減効果としかなくなっておらず、果たして必要のあった減額であったのかが疑問として残りました。昨年度の増税に伴う公共施設使用料の一律改定の際にも申し上げましたが、適切な財政運営のためのみならず住民感情に配慮する意味からも今後は、各種報酬や使用料、また先に述べました祝い金などの増額減額を行う際には、対象者や対象施設に対して一律に行うのではなく、個別に妥当性や必要性を確認検証し、必要な部分のみ最低限に行うことを是非求めたいと思います。また、その他詳細な部分において、本来なら発生を抑えられたと思われる不用額もやや見受けられることや少子高齢化の抑制及び移住定住人口増加のための施策の成果が思わしくないところは否めませんので、急激な社会の変化やニーズをより正確に把握、予測し、若い職員から斬新なアイデアなどがあれば柔軟に取り入れ、より暮らしやすい次の世代へと続く町づくりを進めていただくことを期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第70号令和元年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第71号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第71号令和元年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり認定されました。

日程第14、議案第72号令和元年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第19、議案第77号令和元年度長与町下水道事業剰余金の処分及

び決算認定についてまでの6件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

#### ○5番（中村美穂議員）

議案第72号から議案第77号まで報告をいたします。議案第72号令和元年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の概要といたしまして、令和元年度決算における歳入では収入済額40億5,327万2,849円で、前年度比1.6%の減、主に被保険者数の減少に伴う保険税の減収によるもの。歳出では、支出済額39億5,437万7,414円で、前年度比0.8%の減、歳入歳出差引額9,889万5,435円は全額翌年度に繰り越す。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、国民健康保険税の減収は被保険者の減少とのことだが要因は何かに対し、75歳到達で後期高齢者医療保険に加入となり、毎年100人から200人程度減少していることと、60歳以上の社保加入者が増えていることなどが考えられる。ジェネリック医薬品の推進はどのようにしているのかに対し、保険証更新時にジェネリック医薬品希望のシールを同封し周知を図っている。レセプト点検委託料の内容はに対し、医療機関の処置が適切であったか、薬の処方が過大でなかったかを調べるため専門的な知識を持った国保連合会に点検を委託している。歯周疾患検診に妊婦も含まれているのかに対し、令和元年度から妊婦及び30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の節目の年齢の方に実施している。健康家庭の記念品の基準と内容は何かに対し、70歳未満の単身世帯は3年間、70歳以上の単身また被保険者が2人以上の世帯は2年間医療機関の受診がなかったことと、国保税の滞納がなく完納が条件で令和元年度は52世帯、1万円から1万5,000円の長与町の共通商品券を贈呈している。主な質疑は以上のとおりで、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第73号、令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の概要といたしまして、令和元年度決算における歳入では、収入済額5億1,329万2,289円で前年度比4.1%の増。歳出では、支出済額5億1,223万2,635円で前年度比4.4%の増。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、徴収嘱託員報酬が少ないようだが、ほかに支出元があるのかに対し、徴収嘱託員の基本給3万5,000円は介護保険特別会計が支出し、徴収金のうち後期高齢者医療保険料に係る件数当たり単価と徴収保険料の歩合10%をこちらで支出しているという答弁がありました。主な質疑は以上のとおりで、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第74号令和元年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の概要といたしまして、保険事業勘定の歳入では、収入済額29億1,581万359円で前年度比3.3%の減。支出では、支出済額27億4,078万347円で前年度比5.1%の増。介護サービス事業勘定の歳入では、収入済額3,222万

2,516円で前年度比6.2%の増、歳出では、支出済額3,142万3,117円で、前年度比19.9%の増。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、介護認定者合計数は増えているのに認定率が減っているのはなぜかに対し、65歳以上の第1号被保険者数の増が認定者数の増を超えているため、率に直すと下がることになる。介護認定の申請は増加傾向にあるのかに対し、平成29年度が1,650件、平成30年度が1,591件、令和元年度が1,562件で少しずつだが減少傾向にある。デイサービス利用者が増加した理由は何かに対し、より在宅でサービスを受けたいという意向が増えていると思われる。住宅改修費の内容はに対し、居宅介護住宅改修費が64件、介護予防住宅改修費が56件で、手すりの取り付けや段差の解消などが主であるという答弁がありました。主な質疑は以上のとおりで、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第75号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の概要といたしまして、歳入では、収入済額7億2,533万3,634円。歳出では、支出済額5億8,166万1,765円で、翌年度への繰越事業費となる収入未済額並びに繰越明許費は1億7,612万2,000円。令和元年度の事業実績は、本工事費10件3億7,981万3,000円、補償費7件9,179万3,000円、測量試験費7件3,273万1,000円、その他6件1,301万9,000円で、事業進捗率は道路築造55.6%、宅地造成58.6%、以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、保留地処分金の件数と今までの処分金の累計はに対し、106街区道の尾公園の2万3,070平米と78街区の付保留地24.16平米の2件、全体の保留地処分金46億2,000万円のうち、元年度末の契約実績は26億6,400万円。全体の保留地処分金の件数と元年度末の件数はに対し、全体の件数は172件、元年度末の契約の実績は102件、仮設住宅に入居している方はいるのかに対し、仮設住宅に9世帯入居しているという答弁がありました。主な質疑は以上のとおりで賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第76号令和元年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についての提案理由の概要といたしまして、収益的収入及び支出の収入では決算額7億8,899万8,028円、支出では決算額6億9,574万3,752円。資本的収入及び支出の収入では決算額2億3,475万3,96円、支出では決算額4億8,843万3,294円。資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億5,368万2,898円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,738万4,154円、当年度分損益勘定留保資金1億6,298万9,248円、減債積立金3,691万6,243円、建設改良積立金3,639万3,253円で補填。結果、当年度純利益は7,566万1,791円、当年度末処分利益剰余金は1億4,897万1,287円という説明がありました。主な質疑といたしまして、土地の売却の場所や経緯は何かに対し、池山の土地区画整理事業地内にある旧吉無田配水池の水道用地の売却をしたものという答弁があり、長崎市

からの検針手数料の収入はあるのかに対し、長崎市からの検針手数料として80万7,480円を請求しているという答弁がありました。営業利益が昨年より落ちている理由は何かに対し、水を作るための給水原価が上がり、供給単価との差が少なくなったためであるという答弁でした。主な質疑は以上のとおりで、剰余金の処分については全会一致で可決すべきもの、決算認定については全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第77号令和元年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についての提案理由の概要といたしまして、収益的収入及び支出の収入では決算額10億1,140万8,416円、支出では決算額8億9,980万9,642円。資本的収入及び支出の収入では決算額4億6,831万6,342円、支出では決算額8億2,268万8,578円。資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億5,901万9,736円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,006万7,187円、過年度分損益勘定留保資金5,925万2,968円、減債積立金1億8,857万581円、繰越工事資金8,112万9,000円で補填。結果、当年度純利益は8,153万1,587円、当年度未処分利益剰余金は2億7,010万2,168円という説明がありました。主な質疑といたしまして、長与浄化センターの再構築や電気設備工事、建設工事委託等の費用対効果、メリットは何かに対し、数字で表すことは少し困難であるが、有収水量の向上や大村湾の水質向上など環境面のメリットが大きく、効果が表れていると考える。水洗化戸数が135戸増加しているが北陽台団地が含まれるのかに対し、北陽台団地はある程度張りついており、池山の土地区画整理事業の開発と三根郷の洋裁工場の水洗化が増加の原因であるという答弁でした。主な質疑は以上のとおりで、剰余金の処分については全会一致で可決すべきもの、決算認定については全会一致で認定すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第72号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第73号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第74号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第75号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第76号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第77号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第72号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

議案第72号令和元年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対の立場から討論を行います。国民健康保険は国民皆保険制度の下、いざというときに安心して医療機関にかかることができることを目的として創設されています。他の健康保険と違い高齢者、個人事業主、無職の方など、比較的所得収入が少ない方が多く加入している実態があります。このため被保険者は保険料を負担することが厳しい状況が多く、保険料負担は既に限界を超えていると思われます。長与町の保険税額のモデルケースを示しておりますけれども、年間所得200万円3人世帯の場合、年間税額が38万円を超える。そういう状況もあります。このような高額な負担のため滞納世帯は毎年相当数に上ります。健康保険制度を本来の役割、つまり、いざというときに安心して医療機関にかかることができるようにするためには、一般会計からの繰り入れや法定減免以上の対応が必要と考えますが、また、こうした対応は全国各地で行われておりますけれども、現状、本町では十分な対策が行われているとは言えない状況であります。この制度の問題の根本には、国保会計への国の財政支援が乏しいということがあります。また事業の広域化によって自治体の裁量が少なくなり、一層住民の実情に沿った対応が難しくなっていると思われます。このような問題があること、そしてこの改善がなされない中で賛成することはできませんので、決算の認定に反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は議案第72号令和元年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。国民健康保険制度は、国民皆保険制度を目的に昭和36年度に始まり、59年という長きに渡り住民の健康を支えてきました。しかしながら、近年は被保険者の高齢化や就業形態の変化、医療の高度化に伴う医療費の上昇等、国民健康保険を取り巻く状況は厳しいものがあります。そうした中、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、市町と共同で事務の効率化や医療費の適正化等に取り組んでいます。本町の令和元年度の歳入総額は40億5,327万2,000円。歳出総額は39億5,437万7,000円。実質収支額9,889万5,000円であり、財政調整基金は、決算年度末現在2億2,455万7,000円と安定した状態にあります。しかしながら、令和5年度から県からの激変緩和措置が終了いたします。今後、先を見据えた運営を期待するところであります。健康づくり事業につきましては、今年度から長崎市の医療機関でも特定健診の受診が可能となり、受診できる環境が年々整えられ検

診受診率も向上しております。また健康ポイント事業につきましても1,500名あまりの町民が参加され、このコロナ禍のとき3密が避けられ、健康づくりと楽しみが融合した事業のさらなる展開を期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第72号令和元年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第73号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

議案第73号令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についても反対の立場で討論を行います。後期高齢者医療制度は、住民が75歳に到達すると従来の医療制度から切り離し、高齢者が増えれば増えるほど、また医療費が増えれば増えるほど住民負担を増やし続ける仕組みとなっており、制度設計にそもそも問題があると言わざるを得ません。この制度を創設するとき、ほとんどの野党がこの後期高齢者医療制度を廃案にすべきだ。こう主張し、また国民の中にも大きな反対の世論が巻き起こりました。そして実際2年ごとの見直しのたびに保険料の引き上げが続いております。これは運営主体が県の広域連合であるため、自治体独自ではいかんともしがたいという側面があります。しかし、負担する世代、負担を掛ける世代、そして国民を75歳という年齢で区分けをし、対立と分断を生み出す制度であり容認することはできません。この制度の根本、またあり方を問う、そういう立場から反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

議案第73号令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から討論いたします。後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度に代わり平成20年から開始され、75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満の一定の障害がある方も対象となり、現在長崎県後期高齢者医療広域連合が運営しております。本町で

は、収納対策、広報、保健事業などを主に行っており、令和2年3月末の被保険者数は5,165人と前年度比150人の増となりました。収納率は99.7%であります。令和元年5月に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されました。これは広域連合及び市町村により、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築等が明示されております。県は被保険者の健康増進及び健康寿命の延伸を図られるよう、第2期データヘルス計画を掲げる個別保健事業を中心に実施しております。特に健康診査事業では、県内全市町へ業務委託を行い特定検診の枠組みを活用し、健康診査等を実施しております。本町では対象者4,737人に対し1,430人、受診率30.19%と県内でも5番目の受診率となり、健康寿命への関心度が伺えます。県からの業務委託の1つ重症化業務委託では、本町では糖尿病予防教室を1回も実施されていないところであり、ちなみに時津町では数十回実施をされております。今後は計画等を図り予防対策に注視していただきたいと思っております。後期高齢者医療保険料につきましては、県も大変厳しい状況下の中、被保険者の負担も年々増となり大変危惧されるところであります。政府の財政支援を図られるよう強く要望いたします。高齢者が必要な医療を安心して受ける機会の確保という観点から、保険料の軽減措置を縮減することなく、本町で安心して老後生活を暮らせるよう保険制度の安定化を求めて本議案に賛成といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第73号令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第74号の討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

議案第74号令和元年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。介護保険制度は、改定がされるたびに利用要件は厳しくなっています。利用料3割負担、2割負担への移行などがあります。介護保険が導入されるとき、保険料を払えば安心して介護サービスを受けることができる。家族も精神的負担が軽減されると宣伝されてきました。しかし現在、要介護相当の方が事実上、要

支援への移行を促進されるなど、利用者や介護する家族の経済的、精神的負担は年々高まっています。保険あって介護なしという事態にならないか懸念をしてみましたけれども、まさにその方向に向かっていると云わざるを得ません。委員会審査の中でも質疑をいたしました。町外の入所施設を案内された方から、その施設の質を問題視する。そういう意見も今寄せられております。制度のあり方、また実態を鑑みると現状の事業に賛成することはできないため、本決算認定に反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

議案第74号令和元年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論をいたします。今日の介護保険制度は高齢化の進展、介護をしようとする高齢者の増加や核家族化の進行等により、介護を社会全体で支えることを目的に2000年、平成12年に創設された保険制度であります。65歳以上が1号被保険者、40歳から64歳が2号被保険者で、40歳になりますと介護保険料を納入することになっています。令和元年度における本町の被保険者数は、1号被保険者が1万842人、2号被保険者が1万4,090人、合計で2万4,932人となっており、総人口の約2分の1強になっています。保険事業勘定について論じることといたしますが、令和元年度歳入総額は、保険料、国庫補助金、支払基金交付金、一般会計繰入金等で29億1,581万359円。歳出総額は、保険給付費、地域支援給付費、地方支出金等で27億4,078万347円となっています。制度的には適正であるというふうに思いますが、指摘事項として2点申し上げたいと思います。1点は、不用額が4億9,576万9,653円となっており、予算編成のあり方の再考を要するものであります。このことは大変大切なことであり、特に保険料の改定時には今後の財政見通しを立て、幾ら必要となるかによって幾らの保険料にすべきかの議論となっていくはずであります。一般会計では考えられない数字となっているところであります。よって、予算の組み立て方が大変重要となっているわけで、工夫を求めます。2点目には、介護保険料の不納欠損151万7,900円でありまして、その整理には最も慎重であるべきであります。介護保険に当たっては、保険料徴収の時効消滅は2年となっているようでございます。これは介護保険法200条により時効により納めることができなくなるわけでございます。納入を怠ると納付期限から未納期間に応じて給付に制限が課されます。要は町側におきましても負担の公平性の観点から、また被保険者側においても未納期間に応じて給付に制限が加えられるということでもあります。このようなことから不納欠損には今一度気を配り、公の制度での公正な運用に努められるよう切望し賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。



次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第74号令和元年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第75号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

#### ○11番(堤理志議員)

議案第75号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について反対の立場から討論を行います。この事業については、毎年の予算決算の討論の場で事業の問題点を述べてまいりました。地権者は長年早期完成を望んできましたけれども、これに応えるためにも、また年々膨れ上がる事業費を抑制するためにも事業の見直しを求めてまいりました。しかし、事業は見直されることなく進められてきました。今決算年度から債務負担行為約50億が組まれました。事業を一括発注するための債務負担の計上ではありますが、これも大変リスクが大きいと考えます。補助金、一般会計からの起債、そして基金を活用し事業を進めていく予定ではありますが、町の財政に過大な負荷を与える可能性が払拭できないという問題があります。様々な外的な要因で国庫負担、県補助金などが希望どおりにならない場合、町が財政負担に耐えられるのかという課題を、一括施工を検討されていた当時の役場の建設所管の部課長も議会で発言をしておりましたが、まさにその危険があると言わざるを得ません。この事業に投入する財源により町の教育施設や福祉を充実するための予算に負の影響が出ること、一括施工が抱える問題点を明らかにする役割が議会には求められていると考えます。以上の理由から本決算に反対をいたします。

#### ○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。

松林議員。

#### ○2番(松林敏議員)

議案第75号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。令和元年度の収入済額は7億2,533万3,634円で、支出済額は5億8,166万1,765円で、歳入歳出差引額は1億4,367万1,869円となっており、令和元年度の一括施工を除く事業としては、トンネル上部に位置する区画道路の築造工事、水源地周辺側の宅地造成及び舗装工

事などがなされています。本事業は、昭和58年度に都市計画を決定し既に13回の事業計画変更を行い、事業開始から30年以上が経過しています。進捗率では道路築造が55.6%、宅地造成が58.6%、執行額が約262億円であり町の財政を逼迫させていると思われます。しかしながら、町と長崎県の努力により、本事業の一括施工が令和2年3月に工事の本契約が締結され、いよいよ令和6年度の完成に向けて事業の推進を図ろうとしています。長らく待たれている関係住民の方々が一日でも早く安堵されることを切に願います。今後の事業の主体は一括施工の工事の推進にかかっており、予定どおりの完成を目指すためには、国からの補助金の確保が重要な課題となってきます。コロナ禍において国が来年度以降に社会資本整備への予算をどれだけ投資するかは大変危惧するところでありますので、予定どおりの補助金確保のため、町、県が一体となって事業の推進により一層力を注いでもらうよう要望し、賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第75号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第76号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第76号令和元年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分について採決します。

本案のうち、剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案のうち、剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

次に、議案76号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第76号令和元年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、決算認定について採決します。

本案のうち、決算認定に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案のうち、決算認定については原案のとおり認定されました。

これから議案第77号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第77号令和元年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分について採決します。

本案のうち、剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案のうち、剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第77号令和元年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、決算認定について採決します。

本案のうち、決算認定に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案のうち、決算認定については原案のとおり認定されました。

場内の時計で11時20分まで休憩します。

(休憩 11時11分～11時20分)

#### ○議長(山口憲一郎議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第20、議案第80号財産の取得について、日程第21、議案第81号町道ニュータウン中央線舗装補修工事請負契約の締結についての2件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第80号及び第81号につきまして提案理由を申し上げます。初めに議案第80号財産の取得につきまして提案理由を申し上げます。本契約は公立学校情報機器整備費補助金を活用して、GIGAスクール構想に対応した教育用端末を町内小中学生に1人1台ずつ購入するものでございます。1人1台端末の整備によりGIGAスクール構想が加速し、子どもたち1人1人に個別に最適化された資質、能力を育成できるICT環境を実現することに加え、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業の緊急事態におきましても、ICTの活用により全ての児童生徒の学びを保障できる環境を早期に実現することを目的としております。8月31日に一般競争入札を行い、1社が参加をいたしました。契約金額は1億6,196万4,000円、契約の相手方は長崎市田中町585番地5、扇精光ソリューションズ株式会社、代表取締役濱口晴樹、資本金4,800万円でございます。納期につきましては令和3年2月26日までを予定しております。以上、本契約を締結いたしたく地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第81号町道ニュータウン中央線舗装補修工事請負契約の締結につきまして提案理由を申し上げます。本工事請負契約は長与町建設工事執行規則に基づき10社を指名し、指名競争入札により9月1日に入札会を実施いたしております。契約金額は8,129万円、契約の相手方は長崎県長崎市宝町4番30号株式会社星野組、代表取締役星野憲司、資本金8,000万円でございます。工事の概要といたしましては、長与ニュータウンのバス通りにおきまして、工事延長およそ1,120メートル、面積およそ9,340平方メートル、車道部の舗装打ち換え工事を行うもので、工期につきましては令和3年3月26日までを予定をしております。なお、別紙参考図面といたしまして平面図を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。以上、本工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以上が、議案第80号及び第81号の提案理由でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。

まず、議案第80号について質疑はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

委員会で審査がないということで、ちょっとこの場で4、5点お聞きしたいのが、今

G I G Aスクール構想ということで、全国的にこうしたタブレット関係の発注がなされるというふうに思うんですが、全国的に集中するものですから、町が示した納期までに間に合うかどうかというような確認は大丈夫なのか。それが1点と、そして参考の仕様書の中にモバイルデバイス管理ソフト、たぶんこれMDMっていうんですかね、これがパッケージ化されてるということであるんですけども、この iPad が、恐らく年に1回ほどバージョンアップがあるというふうに思うんですけども、そういう年1回のバージョンアップをした場合に、このソフトも恐らく何らかのバージョンアップが必要になってくるんじゃないかというふうに思って、そうした場合のバージョンアップもこの契約の中に含まれているのか、それとも別途料金が発生するのかどうか。そしてもう1つ3点目が、MDMに不具合が発生した場合のサポートも含まれているのか。最初のパッケージだけ、最初の提供だけなのかどうかという点。あと、この iPad そのものが内臓バッテリーで駆動するというふうに思うんですけども、バッテリー、本体そのものですね、これの耐用年数が一体どのくらい見込んでいるのかっていうことと、併せて、この仕様の中にバッテリーの充電機器というのはパッケージ化されていないように見受けられるんですけども、恐らく一斉に充電が必要になってくると、通常システムだったら非常に熱を持って危ないのかなという気がするので、そういう専門的な機器なんかが必要なかったのか、その辺り検討されたのか分ければお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（山口憲一郎議員）**

宮司教育総務課長。

**○教育総務課長（宮司裕子君）**

まず、納期までに間に合うのかっていうことですけども、今、業者の方と2月中の納期で今のところは対応できるというようなことでお話を伺っております。また、モバイルデバイス管理のバージョンアップ等が料金の中に含まれているのかっていうことなんですけれども、5年間のライセンス契約ということになっておりますので、その中で対応ができるものというふうに考えております。またMDMに不具合が発生したときの保守なんですけれども、保守契約というのは結んでおりませんが、不具合が起きた場合は原因を調べていただきまして、それにつきまして修繕料が発生するのか、メーカーの保守の中でできるのか、そこについては個別に判断が必要かと思っておりますけれども、対応につきましてははしていただけるということで思っております。それと、バッテリーの耐用年数ですけども、委員会といたしましては5年間というふうに考えております。

**○議長（山口憲一郎議員）**

金崎教育委員会理事。

**○教育委員会理事（金崎良一君）**

4点目の充電の御心配につきましてですが、この iPad につきましては持ち帰って学習するというふうなことも想定しておりますので、充電については家庭で充電をしてそして学校に持ってくるということで、今後使用したいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はございませんか。

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

私も何点か質問したいと思いますが、今ほとんど聞きたいことは聞いていただいたんですが、まず1点目、契約書の第3条に関わることなんですけれども、今回3,600台の納入ということで、この納入先が仕様書を拝見しますと各学校になっております。多い学校だと890台、少ない学校で100台余りということで、この検収方法ですね。現場納入ということは、現場がするの。こういった精密機器は数を数えるだけではないと思うんですよ。ある程度の初期起動までを確認する必要があると思うんですが、その検収の仕方を教えてください。それと今、理事からの答弁でもありましたけれども、持ち帰って使わせることを想定しているとありました。この仕様書の中には周りを保護するケースですとか、画面を保護するフィルム関係、こういったのが入っておりません。子どもたち、大人でもそうですけれども、かなりの確率で落下をさせる危険性があるのではないかと考えております。そういったものへの対応、今後行っていくのかどうかも含めてよろしくをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

まず、各学校において端末の初期設定等の検収はどうするのかっていうことなんですけれども、今回、端末の契約というのが購入の契約になります。端末の実際の設定等につきましては、補正予算の方でお話をしましたGIGAスクールサポーター契約の方で設定をしていただきます。ですからそちらの業者の方で検収まで含めた形での契約をするように現在考えております。また、持ち帰りのときの落下の対応等ですけれども、こちらの仕様書に書いてあるRUGGED COMBOっていうものがあるんですけれども、こちらがキーボードと一体になったものになりまして、こちらの方が落下防止等を保護する役目を担うということで考えております。またフィルム等につきましては現在のところは考えておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

確認します。サポーターと一緒に検収を行っていくという説明がありましたが、実際にそれで検収が履行されたと確認できるんですかね。検収を委託するということになりますかね。検収自体はあくまでも本町が行うべき行為かなと思っておりますので、きちっとその部分のはっきりと。検収を完全に委託するっていうのはちょっと私は正しくないんじゃないかなと思いますので再確認をお願いしたいと思います。それとフィルム

について、こういったこれから扱いをするか分かりませんが、例えば、教育委員会が与えて、小学校なら6年間、中学校なら3年間、あるいは小学校中学校で9年間持ち上がりにするっていうことも可能だと思うんですね。まあ備品の移動等がありますけれども。それにしてもやはり今後考えていく必要があるんじゃないか。子どもが壊したからといって、子どもに責任を負わせるわけにはいかないと思うんですね。画面が割れたからといって、個人に与えていたから個人にその費用を負担させるというわけにはいかないと思いますので、やはりそこを考えるならば、そんなに大した費用が掛かるものではないと思います、1枚1枚は。ですので、やっぱりある程度保護を行うような施策を講じるべきじゃないかと思いますけれども、改めて今の2点について答弁をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

端末の動作確認につきましては業者をお願いをしますが、1台1台全てについて検収ができるかどうかというのは、まだなんですけれども、端末をランダムに抽出をして動作を確認する等、そういう方法によって委員会の方で検収を行いたいというふうに考えております。また、フィルムにつきましては、現在のところは検討を考えておりませんが、実際に児童生徒の使用状況等を考えまして、どうしてもそのフィルム等が必要ということであれば、その時点で検討したいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第81号についての質疑はありますか。

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

私もニュータウンにおりまして、自治会長時代にはいろいろ町内の道路の整備をお願いして、助かってきてるわけですが、どうしても長与の団地というのは坂道なものだから、大雨等々ですぐ剥げてくるとか、窪んでくるとかよくあるわけですね。こういう大掛かりな工事と言いますか、これを年度別に何か計画してやっておるのか、悪くなったときにその都度やっていくのか。私の経験でも2回ぐらい大きな工事をお願いして完成しておりますけども、再度またこうやって出てきてるわけで。そういう管理のあり方と言いますか、そここのところをお願いいたします。それと、予算としては当初に上がっておるのか。ちょっとその2点をお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

この事業につきましては起債事業で行っております。路面性状調査という調査を全路

線行った中で悪い所を抽出しまして、そこから検討して順次路面の舗装打ち換えを行っていきような格好になっておるんですけども、ニュータウン中央線につきましては下水道の工事も行っておりますので、同時施工をするために今回はこのニュータウン中央線をするということで施工します。当初予算からこの事業につきましては入っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はございませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

詳しく分からなかったのでお聞きしますが、ニュータウン入口の方から登り上がっていく方向を見て、ここまでだっている工事区間が一番登り上がった所が、バス停で言うところの団地東バス停付近かなと思うんですよね。現地、私の近所なので分かるんですが、あと10メートル、15メートル行けばもうその道は登り上がるということで、何となく中途半端に終わってるなという気がするんですが、ちょっとここができなかったのかっていうことと、あと路面の傷みについては、ニュータウン西区の方と隣接するバス道路も相当傷んでおりまして、以前もちょっと道路の剥がれをお願いしたりとかしたこともあります。すぐ対応してもらってるんですが、そっちの方も相当な傷みなので、一括ここまでぐるりと一緒にした方が安くできたのではないかという思いもするんですが、その辺りも一緒にできなかったのかっていうことも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

舗装の区域なんですけども、調査した結果、ニュータウン東区の上の方とニュータウン入口側と比較したところ、下側の途中から悪いことが分かりましたので、下を基点に今回の予算に合わせて施工の延長を決めております。で、どうしても金額的に上まで行かなかったというのが一つの理由となっております。西区につきましては、予算の中で行いましたので、今回の事業としては入れることが無理という格好になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

補足させていただきます。ニュータウンのちょうど登って今度下の方、バス通りです。こちらの方は議員御指摘のとおり、だいぶひび割れが起こっております。これについては、ほかの路線等とも勘案しながら、随時行っていきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はございませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）



この議案の参考図の中に標準断面図が示してあるんですが、舗装構成として赤字で舗装厚等を示されておるんですけども、今回のこの舗装厚の決定に際しまして、新たなCBR試験等、こういったものがされたのかどうか。それを基に舗装構成の決定をされたのか。そうでなければ何を基にこの決定がされたのか、教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

今回の舗装の分につきましては、CBR試験等は現在まだ行っているような状況ではございません。ですが舗装盤につきましては5センチメートル、路盤につきましては13センチメートル分をセメント系の改良材を混ぜて固くするような格好でやる予定ではございますが、今後検証をしないとイケませんので、今現在、予定では13センチメートルと考えておりますが、今後ちょっと変わる可能性があります。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

今、路上路盤再生工が13センチメートルで、表層工をアスファルト舗装の5センチメートルということでおされておるものですからね。これをされた根拠を伺ったんですが、何でかと言いますと、今年の決算に上がってたんなんですが、中央線の舗装の打ち換えを一部やられてると思うんですが、中央線が基層が5センチメートルがあって、その上に5センチメートルの表層があって、アスファルト舗装で10センチメートルの施工をされてるわけですね。ニュータウンについてもバスがかなり多く通るような現状の中で、実際、先程から同僚議員の質問の中でもかなり傷んでるとかというふうな中で、私の感覚からすれば結構ニュータウンはやられておるんですよ、補修工事。だからこの補修のサイクルがちょっと短いんじゃないかなというような気がしたものですから、少なくとも何か試験をされて決定がされたのかなというような思いがあって。長与中央線辺りを参考にされなかったのかなというのがあったものですから。どうですか。道路構造の手引きとかを見ますと、基本的にはこの修繕設計については、設計交通量とか、設計CBRとか、こういったものを基に決定をすると。修繕についてもこういう記述がありますものですから、事業規模にしたらそんなに掛かる費用ではないと思いますので、是非やっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

舗装構成につきましては、検証をしていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第80号、議案第81号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第80号、議案第81号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第80号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第20、議案第80号財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第81号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第21、議案第81号町道ニュータウン中央線舗装補修工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、発委第2号長与町議会会議規則の一部を改正する規則から、日程第24、発委第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書までの3件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

岩永議会運営委員長。

#### ○10番(岩永政則議員)

それでは、ただいま議題になっております発委第2号長与町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は、現行の長与町議会会議規則について、全国町村議会議長会の標準会議規則に照らしこれを参考にするとともに、長与町議会の運営に関する基準の整備に伴い、字句の変更と条文整備を行うものであります。主な改正点として規則第2条第2項では「議員及び配偶者の出産のため、」としていた現行条文を標準会議規則に倣い「議員が出産のため」に改めるとともに、第61条第5項、第81条の2について基準における明文化により本規則から削除

するなど、所要の改正を行うものでございます。附則では、本規則を公布の日から施行するものでございます。

次に発委第3号長与町基本構想に関する調査特別委員会設置についての決議について、提案理由の説明を申し上げます。長与町基本構想は町が総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、まちづくりの基本的指針となるものであります。現行の基本構想は今年度末をもって計画期間が終了するため、現在、次期基本構想策定の作業が進められ、議会への提案は今年12月の第4回定例会に予定していると聞き及んでいるところでございます。したがって、議会におきまして現基本構想の進捗状況等の調査を開始するとともに、予定される議案の提案に際し、万全の体制をもって審査することができるよう、記載のとおり議長を除く議員15人による長与町基本構想に関する調査特別委員会の設置を提案するものでございます。本委員会の調査期間は本調査が終了するまでとし、閉会中もなお継続して行うことができるとしております。

続きまして、発委第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財政の確保を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的社会的影響をもたらしており、地方税、地方交付税の大幅な減少など、地方財政はこれまで以上に厳しい状況になることが予想されます。現在3兆円の地方創生臨時交付金が確保されていますが、さらに増額が求められています。このような状況の下において、地域の実用に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源の総額の確保、充実を強く国に求めていくことが必要であります。よって、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対し地方税財源の確保、充実を求める意見書を提出するものであります。なお、意見書案につきましてはお手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

ただいま議題となっております発委第2号から発委第4号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略します。

お諮りします。

本案については質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号から発委第4号は質疑、討論を省略することに決定しました。これから発委第2号長与町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから発委第3号長与町基本構想に関する調査特別委員会設置についての決議を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布のとおり、議長除く15名の方を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名された方を長与町基本構想に関する調査特別委員に選任することに決定いたしました。

これから、委員会条例第8条及び第9条の規定により、長与町基本構想に関する調査特別委員の委員長、副委員長の互選をお願いします。

ただいま選任されました特別委員会の委員は、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果の報告を願います。委員会の開催場所は会議室と定めます。

場内の時計で12時まで休憩いたします。

(休憩 11時55分～12時00分)

#### ○議長(山口憲一郎議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

長与町基本構想に関する調査特別委員会、委員長並びに副委員長の互選結果について報告いたします。委員長に西岡克之議員。副委員長に中村美穂議員。以上のとおり互選結果を報告いたします。

これから発委第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出については議長に一任願います。

日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第26、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75

条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、お手元に配布のとおりこれら整理を要するものにつきましては議長に委任することを決定しました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので許可します。

吉田町長。

#### ○町長(吉田慎一君)

それでは閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。去る9月1日に開会をしていただきました令和2年第3回長与町議会定例会も本日閉会となったわけでございます。本定例会では、令和元年度の各会計歳入歳出決算認定をはじめ、提案をいたしました各議案につきまして、本当に長い期間慎重に御審議を賜り御決定をいただきました。心から御礼と感謝を申し上げる次第でございます。また今回は10名の議員の皆さんから一般質問をいただき、町政の発展の立場から御指摘を賜ったところでございます。重ねて感謝申し上げる次第でございます。皆様方の御指摘、御指導、御提案につきましては、今後とも真摯に取り組んでまいりたいと思っております。住みたい、住み続けたい、住んでよかった幸福度日本一の町となることを目標に、職員とともに全力で取り組んでまいりますので、皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げたいと思っております。さて、先般の台風10号におきましては、長与町に避難勧告が発令されまして966名の皆さん方が町内に開設されました11か所の指定避難所に避難をされたところでございます。新型コロナウイルス感染症対策のために、一部の避難所では受け入れが困難なケースが発生をいたしまして、別の避難所へお送りするなどの対応措置を行ったところでございます。今後とも感染症対策を踏まえた避難所の運営につきまして検証してまいる所存でございます。町内におきましては、倒木や小屋の倒壊、停電などの被害が出ましたが、幸いにも人的被害はございませんでした。今後も地域の皆様とともに、防災体制の強化に努めてまいりたいと思っておりますので、議員各位におかれましては御高配を賜りますよう心から御礼を申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これにて会議を閉じます。

これで令和2年第3回長与町議会定例会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。

（閉会 12時06分）